

ウイルスチェックサービス利用規約【現改比較表】 2025年9月1日現在

～2025年9月30日

料金表

第2表 工事に関する費用（工事費） 1 適用

区分	内容
(1) 工事費の算定	工事費は、施工した工事に係るネットワーク工事費を合計して算定します。
(2) ネットワーク工事費の適用	ウイルスチェックサービスに設置されるサーバ等の設備において工事を要する場合に適用します。
(3)ウイルスチェックサービスの利用の開始に関する工事における特例	ウイルスチェックサービスの利用の開始に関する工事とホスティングサービスの利用の開始に関する工事を同時に施工する場合の工事費の額は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、IP通信網サービス契約約款の料金表第2表（工事に関する費用）に定めるところによるものとします。
(4) 工事費の減額適用	当社は、(1)又は(2)欄の規定による場合のほか、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。

2 工事費の額

区 分	単 位	工事費の額
ネットワ ーク工事 費	(ア) 削除	削除
	(イ) 削除	削除
	(ウ) 削除	削除
	(エ) 第7種契約の利用の開始に関する工事の場合	1の工事ごとに <u>4,000 円 (4,400 円)</u>

2025年10月1日～

料金表

第2表 工事に関する費用（工事費） 1 適用

区分	内容
(1) 工事費の算定	工事費は、施工した工事に係るネットワーク工事費を合計して算定します。
(2) ネットワーク工事費の適用	ウイルスチェックサービスに設置されるサーバ等の設備において工事を要する場合に適用します。
(3)ウイルスチェックサービスの利用の開始に関する工事における特例	ウイルスチェックサービスの利用の開始に関する工事とホスティングサービスの利用の開始に関する工事を同時に施工する場合の工事費の額は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、IP通信網サービス契約約款の料金表第2表（工事に関する費用）に定めるところによるものとします。
(4) 工事費の減額適用	当社は、(1)又は(2)欄の規定による場合のほか、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。

2 工事費の額

区 分	単 位	工事費の額
ネットワ ーク工事 費	(ア) 削除	削除
	(イ) 削除	削除
	(ウ) 削除	削除
	(エ) 第7種契約の利用の開始に関する工事の場合	1の工事ごとに <u>5,800 円 (6,180 円)</u>

附 則（令和7年8月12日 C A S 企000400007478-01号）
（実施期日）

1 この改正規定は、令和7年10月1日から実施します。この場合において、本改正による変更後の条件は令和7年10月1日以降に利用又は変更の申込みがあったものから適用するものとします。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

	<u>3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。</u>
--	---